令和８年９月市議会定例会報告案件（その２）

目　　次

報告第５号　　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）・・・　１

報告第５号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年９月３０日提出

銚子市長　越　川　信　一

別　紙

令和８年専決処分第６号

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による市長の専決処分事項の指定（平成１９年３月６日銚子市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年９月１７日

銚子市長　越　川　信　一

１	損害の概要	銚子市諸持町９７０番地において施工予定であったＮｏ．１７５防火水槽撤去工事の請負契約締結後に当該工事の設計書に誤りがあることが判明し、適正な入札及び契約が成立しなかったと認められたことから当該契約を解除したことによる損害
２	損害賠償額	２００円
３	和解の相手方	銚子市所在の株式会社
４	和解の内容	⑴　市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として２００円を支払う。 ⑵　市と和解の相手方は、前号に定める以外に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

以　上